

「環境回復検討会」委員名簿

	氏 名	所 属
1	飯本 武志	東京大学環境安全本部 教授
2	稲垣 隆司	岐阜薬科大学 学長
3	大迫 政浩	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター センター長
4	太田 猛彦	東京大学名誉教授
5	大塚 直	早稲田大学法学部 教授
6	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部 教授
7	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
8	鈴木 基之（座長）	東京大学名誉教授
9	武石 稔	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門 福島研究開発拠点 福島環境 安全センター 嘱託（分析技術開発アドバイザー）
10	中静 透	東北大学大学院生命科学研究科 教授
11	中杉 修身	元上智大学教授
12	新美 育文	明治大学大学院法学研究科 教授
13	林 誠二	国立研究開発法人 国立環境研究所 福島支部 研究グループ長
14	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科 教授
15	細見 正明	東京農工大学大学院工学研究院 教授
16	森 久起	元中間貯蔵・環境安全事業株式会社 中間貯蔵事業部 技術アドバイザー
17	森口 祐一	東京大学大学院工学系研究科 教授

環境回復検討会設置要綱

1 目的

平成 23 年 8 月 30 日に公布された平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定により環境大臣又は環境省令により定めることとされた除染等の措置等に係る事項その他の当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項について検討することを目的として「環境回復検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 法の規定により環境大臣又は環境省令により定めることとされた除染等の措置等に係る事項
- (2) その他の当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、上記 2 の検討事項に関する学識経験者等の中から環境再生・資源循環局長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会には、委員の中から事務局が指名する座長を置く。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 事務

検討会の事務は、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室において行う。

5 その他

検討会は、公開とする。

<汚染廃棄物処理>

【指定廃棄物処分等有識者会議】 (平成25年3月～)

- 指定廃棄物等の処理に向けた検討

<除染>

【環境回復検討会】(平成23年9月～)

- 除染等の措置等に係る事項

報告・検討を行ってきた事項

- ・地域指定の考え方
- ・汚染状況の調査測定手法
- ・除染等の措置の実施方法
- ・各種除染手法の効果検証
- ・収集・運搬基準
- ・保管基準
- ・仮置場の施設要件
- ・河川・湖沼等ガイドライン
- ・フォローアップ除染
- ・森林の放射性物質対策 等

引き続き報告・検討を行う事項

- ・除去土壌の処分に係る基準等
- ・仮置場の安全性の確認、原状回復等
- ・リスクコミュニケーション、調査研究 等

<中間貯蔵施設>

【中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会】 (平成25年12月～)

- 中間貯蔵施設への輸送に係る事項

【中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会】 (平成27年7月～)

- 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項 等

【特措法施行状況検討会】(平成27年3月～平成27年9月取りまとめ、平成28年6月～)

- 特措法の施行状況に係る事項 等